

## 第1条（総則）

本規約は、八千代町民応援デジタル商品券による代金決済を利用できる加盟店（以下「加盟店」という）について定めるものです。加盟店希望者は、本規約をよく読み、内容を十分に理解した上で全ての内容を了承する必要があります。加盟店の店舗、施設等において第2条に定めるデジタル商品券取引を行った際は、本規約の全てについて了承したものと見なします。

## 第2条（定義）

本規約における用語の定義は次のとおりとします。

（1）加盟店とは、八千代町内にある店舗または事業所で、本規約を承諾の上で八千代町民応援デジタル商品券発行事業運営事務局（以下「運営事務局」という）に申し込み、運営事務局が承認した法人および団体をいいます。

（2）本デジタル商品券とは、八千代町が発行する八千代町民応援デジタル商品券をいいます。

（3）利用者とは、運営事務局が規定した「八千代町民応援デジタル商品券利用者規約」を承諾のうえ、本デジタル商品券を加盟店で利用する者をいいます。

（4）デジタル商品券取引とは、利用者が加盟店より商品やサービス等の提供を受けた場合に、その売上相当額を本デジタル商品券で取引することをいいます。

（5）本デジタル商品券取引精算とは、加盟店と運営事務局が本規約に基づき、本デジタル商品券取引に対する精算をいいます。

（6）二次元コードとは、デジタル商品券取引に関し、運営事務局が発行する番号、記号その他の符号であって、本規約に従って運営事務局が発行し、利用者が加盟店に提示し、加盟店が読み取り機器により読み取ることで決済に用いられる情報をいいます。

（7）消し込みとは、利用者が本デジタル商品券を加盟店で利用した際に、加盟店が二次元コードを読み取ること等により、本デジタル商品券を利用済み登録又は金額減算することをいいます。

（8）対象外事業者とは、以下の者をいいます。

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業などを行なっている事業者

・特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者

・役員等が暴力団(暴力団をいう。)、暴力団員暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第(同条第6号)に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

（9）対象外商品やサービスとは、以下の内容をいいます。

・切手、図書券その他の金券類、プリペイドカード、電子マネーへのチャージその他これらに準ずるもの

・国又は地方公共団体等への支払い、税金、各種公租公課、公共料金その他これらに準ずる支払い

・運営事務局が本事業の趣旨に照らし不相当と判断するもの、各参加店舗が指定するもの

## 第3条（加盟店の登録）

1 加盟店希望者は、対象外事業者に当てはまらないこととし、本デジタル商品券を利用できる店舗または施設（以下「取扱店舗」という）を運営事務局に所定の方法で申請、運営事務局の承認を経て加盟店として登録するものとします。取扱店舗の追加・削除や、加盟店の脱退についても同様とします。

2 加盟店は、加盟店ポスター等を消費者がよく見える場所に掲示するものとします。

3 加盟店は、運営事務局から本デジタル商品券の取扱に関する調査協力依頼があった場合、速やかに協力するものとします。

4 加盟店は、運営事務局が本デジタル商品券の利用促進のために、加盟店の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。

5 加盟店は、二次元コード、加盟店舗証、ポスター等を本規約に定める目的以外の用途に使用してはならないものとし、これを第三者に使用させてはならないものとします。

6 加盟店は、本契約が終了した場合、速やかに加盟店の負担において、加盟店舗証を取り外すものとします。

## 第4条（届出事項の変更）

1 加盟店は、運営事務局に届け出ている店舗名、代表者、電話番号、メールアドレス、振込指定金融機関口座等、その他加盟店申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、直ちに所定の方法により運営事務局へ届け出承認を得るものとします。

2 前項の届出がないために、運営事務局からの通知または送付書類、換金精算代金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに加盟店に到着したものとみなします。

## 第5条（地位の譲渡等）

1 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

2 加盟店は、加盟店の運営事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。

## 第6条（加盟店の義務）

1 加盟店は、有効な本デジタル商品券を提示した利用者に対して、商品券の取り扱いを拒否したり、現金客と異なる代金を請求したりする等、利用者にとって不利となる取扱いを行わないものとします。

2 加盟店は、デジタル商品券取引を行う場合には、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認するものとします。

（1）利用者から提示された商品券情報

（2）加盟店が読み取り機器により読み取った決済金額

（3）本デジタル商品券利用が対象外商品やサービスでない事

3 加盟店が読み取り機器により商品券情報を読み取り、決済完了が確認された場合において、当該本デジタル商品券取引にかかる商品等代金と本デジタル商品券により決済された金額が一致しているときは、当該本デジタル商品券取引にかかる売買契約等に基づいて直ちに対象商品の提供を行うものとします。

4 加盟店は、システムの障害時、通信障害時、またはシステムの保守管理に必要な時間およびその他やむを得ない場合には、本デジタル商品券取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとします。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも運営事務局は責任を負わないものとします。

5 加盟店は、利用者から本デジタル商品券の取り扱い等に関する苦情や相談を受けた場合、加盟店と利用者との間で紛議が生じた場合ならびに法令に違反する取引の指摘または指導を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって解決にあたるものとします

## 第7条（読み取り機器の準備等）

1 加盟店は、本デジタル商品券を取り扱うにあたり、利用者から提示された商品券情報を読み取るための読み取り機器（POSレジ、スマートフォンその他これに準ずる機器）を適切に準備し、管理するものとします。

2 加盟店は、前項の読み取り機器を、本規約に定める目的以外に使用してはならず、

第三者に使用させてはならないものとします。

3 読み取り機器の不具合、通信障害その他加盟店の責めに帰すべき事由により決済が行えなかった場合であっても、運営事務局は責任を負わないものとします。

## 第8条（取引の取消及び返金の禁止）

加盟店は、本デジタル商品券取引の取り消しを申し出た利用者に対し、取り消し及び返金対応することはできないものとします。

## 第9条（電子クーポンの取扱い）

加盟店は、利用者が本デジタル商品券を電子クーポンに交換した場合における取引については、運営事務局が別途定める電子クーポンに関する規約および運用ルールに従うものとします。

## 第10条（釣り銭）

本デジタル商品券の利用にあたっては、釣り銭は支払われないものとします。

## 第11条（本デジタル商品券の不正利用等）

1 加盟店が商品券情報を読み取り、決済システム上で決済完了が確認できない場合は、利用者に対してデジタル商品券取引を行ってはならないものとします。

2 万が一、加盟店が前項に違反して商品提供等を行った場合、加盟店は当該代金全額について一切の責任を負うものとします。

3 加盟店は、提示された本デジタル商品券の真贋に疑義がある場合、利用者に対し商品提供等を行わないものとします。また、その際は直ちに運営事務局にその事実を連絡するものとします。

4 偽造、変造、模造された本デジタル商品券に起因する売上等が発生し、運営事務局が本デジタル商品券の利用状況等の調査の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとします。また、加盟店は、運営事務局から指示があった場合もしくは加盟店が必要と判断した場合には、加盟店が所在する所轄警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

## 第12条（売上債権の譲渡）

デジタル商品券取引に基づき加盟店が運営事務局に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、運営事務局は当該債権を所定の手続きに従って処理するものとし、運営事務局は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

## 第13条（精算）

運営事務局が加盟店に対し支払う本デジタル商品券取引精算代金は、運営事務局が別途定める締切日ごとに、当該締切日までの間に到着した取引データに係る売上金額の総額を加盟店からの請求とみなし、加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより精算を行うものとします。

## 第14条（精算取消等）

加盟店が本規約に違反してデジタル商品券取引を行った疑いがあると認めた場合は、運営事務局は調査が完了するまで本デジタル商品券取引精算代金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、本デジタル商品券取引精算を取消しまたは解除することができるものとします。なお、加盟店は運営事務局の調査に協力するものとします。調査が完了し、運営事務局が当該代金の支払いを相当と認めた場合には、運営事務局は加盟店が当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、運営事務局は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

## 第15条（本デジタル商品券の利用停止）

加盟店が本規約に違反した場合、またはその疑いがあると運営事務局が認めた場合、運営事務局は本デジタル商品券取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、運営事務局は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

## 第16条（加盟の取り消し）

1 加盟店が以下の事項に該当する場合、運営事務局は加盟店に対して通告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。また、その場合に運営事務局に生じた損害は加盟店が賠償するものとします。

（1）加盟店または加盟店の従業員および加盟店の業務を行う者が本規約に違反したとき

（2）加盟店申込書等加盟の際に提出した書面に虚偽の申請があったとき

（3）加盟店が差押、仮差押、仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき

（4）加盟店の営業または業態が公序良俗に違反すると運営事務局が判断したとき

（5）加盟店が八千代町の信用を失墜させる行為を行ったと運営事務局が判断したとき

（6）加盟店として不適当と運営事務局が判断したとき

2 加盟店は、前項の規定により加盟店登録の取消しを受けた場合には、直ちに加盟店の負担において、備品を返却するものとします。

## 第17条（規約の有効期間）

本規約の有効期間は令和8年9月30日までとします。

## 第18条（規約の変更）

運営事務局は加盟店の了解を得ることなく、本規約を変更することがあるものとします。この場合に本サービスの利用条件は変更後の規約によるものとします。

## 第19条（合意管轄裁判所）

加盟店は、本デジタル商品券に関して運営事務局との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

## 附則

### （施行期日）

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

## 第1条（目的・同意）

本規約は、八千代町民応援デジタル商品券（以下「本商品券」）の利用条件を定めるものです。

利用者が本商品券を利用した場合、本規約の内容すべてに同意したものとみなします。

## 第2条（定義）

本規約における用語の定義は次のとおりとします。

- 発行団体とは、八千代町民応援デジタル商品券を発行する八千代町をいいます。
- 加盟店とは、八千代町内にある店舗または事業所で、本規約を了承の上で八千代町民応援デジタル商品券発行业務運営事務局（以下「運営事務局」という）に申し込み、運営事務局が承認した法人および団体をいいます。
- デジタル商品券とは、八千代町が町民に対して無償で給付する八千代町民応援デジタル商品券（電子クーポン）をいいます。
- 利用者とは、運営事務局が規定した「八千代町民応援デジタル商品券利用者規約」を承諾のうえ、本デジタル商品券を加盟店で利用する者をいいます。本システムとは、運営事務局、加盟店、利用者それぞれが本デジタル商品券の利用を管理または利用する目的で使用する専用のソフトウェアをいいます。
- デジタル商品券取引とは、利用者が加盟店より提供等を受けた商品やサービスの対価を本デジタル商品券を利用して支払う取引をいいます。
- 本サイトとは、運営事務局が運営管理する本デジタル商品券に関するサイトをいいます。
- 決済システムとは、運営事務局が管理する本デジタル商品券の利用のための決済用のシステムをいいます。
- 電子クーポンとは、運営事務局が別途定める「猪苗代電子クーポン」をいい、本デジタル商品券と等価で交換可能なデジタルクーポンをいいます。

## 第3条（デジタル商品券の発行・管理）

- 本商品券は、給付対象者に対し郵送等の方法で発行します。
- 利用者は商品券情報を善良な管理者の注意をもって管理し、第三者に利用させてはなりません。
- 商品券情報による利用は、理由を問わず利用者本人の利用とみなします。
- 郵送事故等、運営事務局の責によらない事由について責任を負いません。

## 第4条（デジタル商品券の利用）

- 利用者は加盟店において、商品・サービスの対価として本商品券を利用できます。
- 決済は、加盟店が商品券情報を読み取り、残高が減算された時点で完了します。
- 複製・撮影した画像等による利用はできません。

## 第5条（電子クーポンへの交換）

- 利用者は、運営事務局が定める方法により、本デジタル商品券の全部を、同額の電子クーポンに交換することができます。
- 前項の交換が行われた場合、交換対象となった本デジタル商品券は消滅し、電子クーポンとしてのみ利用可能となります。
- 電子クーポンの利用条件、利用可能店舗、利用期限その他の取扱については、運営事務局が別途定める電子クーポン利用規約に従うものとします。
- 本デジタル商品券から電子クーポンへの交換は、不可逆とし、交換後に本デジタル商品券へ戻すことはできません。

## 第6条（デジタル商品券取引の取消し等）

利用者は、デジタル商品券取引によって決済が完了した後に本デジタル商品券の利用の取り消しを申し出ることできないものとします。また、運営事務局は利用者+加盟店との間で行われたデジタル商品券取引について、当事者、代理人、中立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。

## 第7条（払い戻し）

1 運営事務局は、本デジタル商品券が給付事業として無償で交付されるものであることから、いかなる理由であっても払い戻しには応じません。

## 第8条（禁止事項）

利用者は、以下に定める行為を行ってはならないものとします。

- 本ソフトのアカウントまたは本デジタル商品券を不正に複製し改変する等、本デジタル商品券を偽造する行為、または偽造されたものであることを知りながら利用する行為。
- 本デジタル商品券を不正な方法で取得する行為、または不正な方法で取得されたことを知りながら利用する行為。
- 違法行為又は公序良俗に反する行為を目的として本デジタル商品券の発行を受けること、又はデジタル商品券取引を行うこと。
- 次に掲げる商品又は役務の対価の支払いに、本デジタル商品券を利用する行為。

### （1）換金性の高いもの

切手、図書券その他の金券類、プリペイドカード、電子マネーへのチャージその他これらに準ずるもの

### （2）国又は地方公共団体等への支払い

税金、各種公租公課、公共料金その他これらに準ずる支払い

5 前各号のほか、運営事務局が本事業の趣旨に照らし不適当と判断する行為。

## 第9条（免責）

運営事務局は、本デジタル商品券のサービス内容に事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含まず）がないことを明示的にも黙示的にも保証しておらず、利用者に対して、かかる瑕疵を除去してサービス提供する義務を負いません。運営事務局は、重過失を除く運営事務局の過失による債務不履行または不法行為により利用者が生じた損害のうち特別な事情から生じた損害（運営事務局または利用者が損害発生につき予見し、または予見し得る場合を含みます）について一切の責任を負いません。また、その際が生じた損害に対する賠償は、当該損害が発生した時点で、利用者に給付されていた本デジタル商品券の残高相当額を上限とします。

また、運営事務局は、以下の定めに基づいて実施した措置により利用者へ損害が発生した場合でも、一切の責任を負わないものとします。また、利用者の行為により運営事務局又は加盟店に損害が生じた時は、当該利用者が損害額について一切の責任を負うものとします。

1 運営事務局は、利用者が本デジタル商品券を不正に利用する行為を行った場合またはその恐れがあると判断した場合に、当該利用者による本デジタル商品券の利用を認めないことができるものとします。

2 本ソフトのアカウントへログインするためのログインIDやパスワードは、利用者が責任を持って管理し、紛失またはその他の理由によって第三者にアカウントを利用され本デジタル商品券の残高を失った場合でも、運営事務局は、その利用を利用者本人によるものと見なします。

## 第10条（利用の期限）

本デジタル商品券は、令和8年9月30日までデジタル商品券取引に利用することができるものとします。

## 第11条（個人情報等の取扱）

1 運営事務局は、本デジタル商品券の発行又は利用にあたり収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、以下のとおり適切に取り扱うものとし、利用者は予めこれ

に同意するものとします

2 個人情報は、本商品券の発行・管理・不正防止・問い合わせ対応その他これらに付随する目的にのみ利用します。

3 本デジタル商品券の不正利用の調査や検知、犯罪捜査に必要な場合には、必要に応じて、加盟店及び発行団体へ個人情報を含む必要な情報を提供することができるものとします。

## 第12条（反社会的勢力の排除）

1 利用者は、次の各号のいずれにも該当しない、かつ将来にわたっても該当しないことを確認しなければなりません。

（1）自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」）であること。

（2）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

（3）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

（4）自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

（5）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

（6）自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにでも該当する行為を行ってはならない。

（1）暴力的な要求行為。

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為。

（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

（4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方

の業務を妨害する行為。

（5）その他前各号に準ずる行為。

3 運営事務局は、利用者が前2項の要件に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、当該利用者の保有する本デジタル商品券の残高について、利用資格を取り消すことができるとします。なお、運営事務局は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取消しに起因して利用者

に損害等が生じた場合であっても、一切の責任を負いません。

4 前項の場合、当該利用者の保有する本デジタル商品券の残高は失効するものとし、払い戻しは行いません。

## 第13条（利用停止）

1 運営事務局又は加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に対し事前に通知することなく、本デジタル商品券の発行又はデジタル商品券取引の全部もしくは一部を停止又は中止することがあります。この場合、利用者は、本デジタル商品券の全部又は一部を利用することができません。

（1）通信機器、回線若しくはコンピュータ等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由により、システムを利用することができない場合。

（2）本ソフトの保守・点検等により、決済システムを停止する必要がある場合。

（3）利用者が本規約に違反し、又は違反したおそれがある場合。

（4）本デジタル商品券の利用状況に照らし、利用者として不適格であると認められる場合。

2 運営事務局及び加盟店は、本条に基づき実施した措置に基づき利用者へ損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

## 第14条（本規約の変更）

運営事務局は、その裁量により、合理性を欠かない範囲でいつでも本規約を変更することができるものとします。運営事務局は、本規約を変更した場合には、本サイトへ掲載する等の運営事務局が適切であると判断する方法により通知するものとし、当該変更内容の通知後、利用者が本デジタル商品券を利用した場合には、利用者は、本規約の変更同意したものとみなします。

## 第15条（超過利用時の措置）

1 加盟店の通信環境、その他の事由により、デジタル商品券取引において利用者の保有する残高を超えて加盟店に支払いが行われた場合、利用者は、運営事務局が当該加盟店に対して超過利用分の立替払いをすること、および事後に運営事務局から利用者に対して超過利用分の支払を請求することをあらかじめ承諾するものとします。

2 前項の場合には、利用者は、超過利用分を、運営事務局が指定する期日および方法により支払うものとします。

3 利用者が前項に定める期日までに超過利用分を支払わない場合には、遅延額に対して年率14.6%を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

## 第16条（本デジタル商品券の発行及び管理に関する業務の終了）

運営事務局は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等の理由により、利用期間内であっても本デジタル商品券の発行及び管理に関する業務の全部又は一部を終了することがあります。この場合、本サイトへの掲載等の運営事務局が適切であると判断する方法により、利用者等に周知するものとします。

## 第17条（解約）

1 利用者が解約した場合には、アカウントに記録されたデジタル商品券、利用履歴、その他一切の利用者の権利および情報は、本規約に定めるものを除き、理由を問わず、すべて消滅するものとします。また、解約完了の時点で有効な残高があったとしても、本デジタル商品券が給付事業であることから、運営事務局は返金には応じないものとします。

2 本デジタル商品券の利用期間中は利用者の個人情報および利用履歴は運営事務局で保持するものとします。

## 第18条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

## 第19条（連絡・通知）

本規約の変更に関する通知その他運営事務局から利用者に対する連絡又は通知は、本サイトへの掲示等運営事務局の定める方法で行うものとします。

## 第20条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則（施行期日）この規約は、令和8年4月1日から施行する。